

政令第二百四十三号

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第四条から第六条までの規定の施行期日は、平成二十四年九月二十一日とする。

理由

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。